

令和 2 年分所得税及び復興特別所得税の 確定申告における留意事項

国税庁では、国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ を取りまとめ国税庁 HP で公開しています。

令和 2 年 10 月 23 日更新分より、まもなく始まる令和 2 年分所得税及び復興特別所得税の確定申告に関係すると思われる問 9 について紹介します。

問 9) 個人に対して国や地方公共団体から助成金が支給された場合の取扱い (一部例示)

非課税	<p>【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法 7 条）・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法 7 条） <p>【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">・特別定額給付金（新型コロナ税特法 4 条 1 号）・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法 4 条 2 号） <p>【所得税法が非課税の根拠となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">○学資として支給される金品（所得税法 9 条 1 項 15 号）<ul style="list-style-type: none">・学生支援緊急給付金○心身又は資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法 9 条 1 項 17 号）<ul style="list-style-type: none">・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金
課税	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">・持続化給付金（事業所得者向け）・家賃支援給付金・農林漁業者への経営継続補助金・文化芸術・スポーツ活動の継続支援・感染拡大防止協力金・雇用調整助成金・小学校休業等対応助成金、小学校休業等対応支援金 <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">・持続化給付金（給与所得者向け）・Go To キャンペーン事業における給付金 <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none">・持続化給付金（雑所得者向け）